
京都大学国際高等教育院国際リーダーシップ強化プログラム

利用規則

第1条 目的

1. 本規則は、京都大学国際高等教育院（以下「当院」）が、本学個人情報保護方針に基づき情報を入手した本学の学部および大学院の正規学生（以下「学生」）に対して、京都大学国際高等教育院国際リーダーシップ強化プログラム（Kyoto University ILAS Orientation for World Leadership Program、以下「OWL」）ポイントサービスを提供するにあたり、その諸条件を定めるものである。学生がアカウント登録し、本サービスを利用する場合は、本規則に同意したものとみなされる。

第2条 OWL への参加資格と要件

1. OWL への参加とポイント等の収集が認められるのは学生であり、国籍を問わない。
2. OWL への参加（登録）には、ECS-ID を必要とし、初期自己評価に回答したうえで、この利用規則に同意しなければならない。

第3条 ポイントの付与と OWL 海外渡航の認定

1. ポイントは、以下の場合に当院が定める付与数または付与基準に従い付与される。
 - ①当院が OWL 認定した学内イベントや講習会に参加した場合
 - ②学生が個別参加した学外イベントや民間留学プログラム等を個別申請し、当院が基準に基づくポイント付与にふさわしいと認めた場合。

2. OWL 海外渡航は、以下の場合に当院が定める認定基準に従い認定される。
 - ①本学で OWL 認定されている海外渡航に参加した場合
 - ②学生が個別参加した民間留学プログラム等を個別申請し、当院が基準に基づく OWL 海外渡航認定にふさわしいと認めた場合。
 3. 当院 OWL 運営委員会は、ポイントの付与、付与数、付与の時期、ポイントの無効、無効の時期などのポイントに関する条件すべて、また OWL 海外渡航認定、認定の時期、認定の無効、無効の時期などの認定に関する条件すべてを決定する権利を留保し、学生はこの決定に従うものとする。
-

第4条 OWL 認定証の発行

1. 付与されたポイントが、少なくとも 15 ポイント集まり、さらに最低 1 回当院 OWL 運営委員会が OWL 海外渡航と認めた海外渡航を行った場合、国際的能力に関する最終自己評価に回答した後、OWL 認定証が発行される。
 2. 卒業などにより学生資格を失うと、OWL ポイントサイトにはアクセスできなくなるため、認定証の発行を希望する場合は、氏名、学生番号、KUMOI 京大メールアドレス (@st.kyoto-u.ac.jp) を添えて OWL 事務局に申し込むことができる。
-

第5条 ポイントの管理

1. 当院は、当院所定の方法により、各イベントに付与したポイント数、ポイント合計数、また海外渡航の OWL 海外渡航認定を、OWL ポイントサイトで学生に告知する。
2. 学生の OWL ポイントサイトへのログインには、有効な ECS-ID が必要である。
3. 学生は、認定証発行要件を満たさなくとも、OWL 活動履歴を、随時ダウンロードすることができる(2021 年度中にプログラム改修予定)。
4. 学生はポイント数などに関して不明な点がある場合は、速やかに(ポイントを付与した日または否認した日、OWL 海外渡航と認定した日または否認した日から 3 ヶ月以内とする) 当院に問い合わせること。ただし最終的な判断は、当院 OWL 運営委員会が行い、学生はこの判断に従うものとする。

第6条 ポイントの有効期限と失効

1. ポイントは、学生として在学中に集めたもののみを OWL 認定証の発行に利用することができる。
2. 大学院等への進学時は、学生である限り、再登録なしに、同じアカウントでポイントを持ち越すことができる。
3. 学生資格を失うと、ポイントの確認も OWL 認定証のダウンロードもできない。ポイント数の確認及び OWL 認定証の発行を希望する者は、第4条第2項に示す方法で申し込むことができる。
4. OWL ポイントは、最後に ECS-ID 認証を行ってログインしてから最低3年間有効である。それ以後は、ポイントの保存および認定証の発行を保証しない。
5. 当院は、失効したポイントについて何らの補償も行わず、一切の責任を負わない。

第7条 その他

1. ポイントの譲渡転売は認められない。
2. 学生が複数のアカウントを保有している旨申告し、それらが同一人物のものと当院が認めた場合、合算して利用することができる。
3. 学生が当該個人情報の消去を申し出た場合には、保有するポイント、認定証発行等利用に関する一切の権利を失うものとし、また個人情報の消去にともなって、当院に対して何らの請求権も取得しないものとする。
4. 当院 OWL 運営委員会は、違法または不正行為、本利用規則、その他の規則等の違反行為、その他ポイントの正当な獲得及び利用を疑わせるような事由が発覚したときは、ポイントの付与およびポイントを利用した認定証発行等を中止、保留または取り消すことができるものとする。
5. 当院は、本サービスの運用にその時点で最善を尽すが、障害が生じないことを保証するものではない。通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・

中止・情報の消失、ポイント利用に関する障害、情報への不正アクセスにより生じた損害、その他本サービスに関して生じた損害について、当院は一切責任を負わない。

6. 個人情報保護にかかわる事項は、京都大学の「京都大学における個人情報の保護に関する規程」に従う。本サービスの運営上で入手した学生の個人情報は、本サービスの提供に必要な範囲でのみ使用する。